

東かがわ市公式 web サイトのリンクに関する取扱基準を次のように定める。

平成17年3月3日

東かがわ市

記

## 東かがわ市公式 web サイトのリンクに関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、東かがわ市（以下「市」という。）が開設する市公式 web サイト（以下「市 web サイト」という。）について、市 web サイトのリンク承認（リンク集ページ）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （市 web サイトからのリンク「リンク集」承認基準）

第2条 市は、市 web サイトからのリンク承認について次の各号に掲げる承認基準によるものとする。

(1) リンクの承認対象 次に掲げるもののうち、いずれかに該当するものについて承認するものとする。

ア 国又は地方公共団体

イ 学校等の教育機関及びこれらの連合体

ウ 公益法人及びこれらに準じ、市の施策に関する受託各種団体・組織

エ その他特に市が認める団体

(2) リンク内容の承認基準 次に掲げるもののうち、いずれかに該当するサイトについては承認しないものとする。

ア リンク対象サイトの目的等を総合的に判断して市の施策の推進に寄与すると認められないと市が判断するサイト

イ 誹謗・中傷等公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるサイト

ウ 宗教的又は政治的内容等を有するサイト

エ 営利を目的としているサイト

オ 著作権、その他第三者の財産・生命・プライバシー等の権利を侵害しているサイト

カ 犯罪的行為に結びつくと判断されるサイト

キ サイト管理責任者が明確でないサイト

ク 個人又は団体の趣味等に該当するであろうと判断されるサイト

ケ 法律に抵触する内容を含むサイト

コ リンク時に利用料金や登録料等の特別な費用がかかるサイト

- サ 不正アクセスやコンピューターウイルスなどのシステム停止や障害を引き起こす内容を含むサイト
  - シ 本市 web サイトに対して誤解を招く恐れのあるサイト
  - ス リンク申請承認が通知されていないサイト
  - セ その他特に市が認められないと判断するサイト
- (リンク申請の手続等)

第3条 市 web サイトからのリンク承認を受けようとする者は、東かがわ市公式 web サイトリンク承認申請書（様式第1号）を市総務部総務課宛てで電子メール（webmaster@city.higashikagawa.kagawa.jp）にて提出しなければならない。

2 市総務部総務課長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、承認した場合は、東かがわ市公式 web サイトリンク承認決定通知書（様式第2号）により、承認ができないと決定した場合は、東かがわ市公式 web サイトリンク不承認決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に電子メールにて通知するものとする。

3 リンク対象サイト運営責任者は、承認後にサイト URL、住所等に変更が生じたときまたは、リンク解除の希望が生じたときは、（各種変更 ・ リンク解除）届（様式第4号）により、直ちに届け出るものとする。

(承認の条件)

第4条 市は、市 web サイトからのリンクを承認するときは、原則としてリンクに要する経費の負担をしないものとする。

2 承認期間は、承認した日からリンク解除の申し出がある日までとする。

(承認の取消し)

第5条 市は、市 web サイトからのリンクの承認後において、第2条に規定する基準に反する事項が判明したとき、又はリンクサイトが長期間表示されない場合、又不適当な内容があると認めるときは、東かがわ市公式 web サイトリンク不承認決定通知書（様式第3号）により承認を取り消すことができる。

(名簿の整備)

第6条 市は、リンク承認に関し、東かがわ市公式 web サイトリンク承認名簿（様式第5号）に記録し、その実績を把握しておくものとする。

#### (市 web サイトへのリンク)

第7条 市は、市 web サイトへのリンクについて、原則リンクフリーとする。ただし、リンクを行う際、元のページ内容が次の各号に掲げる項目を含む場合はリンクを不可とする。

- (1) リンク不可 web サイト次に掲げるもののうち、いずれかに該当するサイト
  - ア 法律・法令・本市条例等に反する又は、反するおそれのある内容のサイト
  - イ 当市を誹謗中傷する内容のサイト
  - ウ アダルトコンテンツを含むサイト
  - エ その他公序良俗に反した内容のサイト

オ その他市が認めないサイト

カ 東かがわ市のサイトであることが明確になるようにリンクされていないサイト

キ フレームリンク等を行い市の公式 web サイトと誤認させるサイト

(免責事項)

第8条 市 web サイトのリンクにおいては、web による情報発信の特性を生かし、アクセスするユーザーの利便を意図してリンクを設定しているのもので、市がそのサイトを推薦していることを意味するものではない。また、リンク先のサイトの内容は、個々の独立した団体または個人に帰属し、東かがわ市の意見、主張、立場または見解を意味するものではない。これらのサイトは、市の管理下にはないため、リンク先のサイトの内容に関して、市はいかなる責任も持たない。

市 web サイト上のコンテンツや URL は予告なしに変更または、削除することがある。

(事務の取扱い)

第9条 市 web サイトリンク承認に関する事務は、市総務部総務課において行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月4日から施行する。